

議案第 8 2 号

狭山市駅西口駐車場及び狭山市駅西口第 1 ・第 2 自転車駐車場の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

狭山市駅西口駐車場

狭山市駅西口第 1 自転車駐車場

狭山市駅西口第 2 自転車駐車場

2 指定管理者として指定するもの

東京都港区西新橋 2 丁目 8 番 1 号

一般社団法人日本駐車場工学会

代表理事 一 瀬 哲 雄

3 指定の期間

平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 3 2 年 3 月 3 1 日まで

平成 2 6 年 1 1 月 2 6 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

狭山市駅西口駐車場及び狭山市駅西口第 1 ・第 2 自転車駐車場の管理に関し、指定管理者を指定したいので、この案を提出するものである。